

神戸市立図書館条例

昭和 25 年 10 月 10 日
条例第 206 号

(設置)

第 1 条 本市に、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、神戸市立図書館（第 3 条第 1 号を除き、以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
神戸市立中央図書館	神戸市中央区楠町 7 丁目 2 番 1 号
神戸市立東灘図書館	神戸市東灘区住吉東町 2 丁目 3 番 40 号
神戸市立灘図書館	神戸市灘区永手町 4 丁目 2 番 1 号
神戸市立三宮図書館	神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 2 号
神戸市立兵庫図書館	神戸市兵庫区駅南通 5 丁目 1 番 1 号
神戸市立北図書館	神戸市北区鈴蘭台西町 1 丁目 22 番 1 号
神戸市立北神図書館	神戸市北区藤原台中町 1 丁目 2 番 2 号
神戸市立新長田図書館	神戸市長田区細田町 7 丁目 1 番 27 号
神戸市立須磨図書館	神戸市須磨区中島町 1 丁目 2 番 3 号
神戸市立名谷図書館	神戸市須磨区中落合 2 丁目 2 番 4 号
神戸市立垂水図書館	神戸市垂水区日向 1 丁目 5 番 1 号
神戸市立西図書館	神戸市西区糞台 5 丁目 6 番地の 1

(業務)

第 3 条 図書館は、法第 3 条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 国内及び外国の図書館、博物館その他これに類する施設との間で電子計算機及び通信回線による法第 3 条第 1 号に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）を提供し、及び交換すること。
- (2) 館報その他読書資料を発行し、及び頒布すること。

(入館の制限等)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒絶し、図書館からの退去を命じ、又は図書館の施設若しくは図書館資料の利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者
- (4) 施設若しくは附属設備又は図書館資料を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第 5 条 何人も、図書館内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生じおそれのある行為をすること。

- (2) 暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (4) 所定の場所以外の場所に廃棄物を放置し、又は捨てること。
- (5) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が図書館の管理上支障があると認める行為

(損害の賠償等)

第6条 図書館の施設若しくはその附属設備又は図書館資料を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(図書館協議会)

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に神戸市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他市長が適当であると認める者の中から市長が委嘱する。
- 3 協議会は、10人以内の委員で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第8条 市長は、次に掲げる図書館の管理に関する業務を図書館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事項（法第3条第5号に規定する分館の設置に係るものを除く。）に係る業務
 - (2) 図書館の施設若しくは附属設備又は図書館資料の利用及びその制限に関する業務
 - (3) 図書館の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。
- 3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条及び第5条第6号の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第8条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第9条 図書館の開館時間、休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和25年7月30日から適用する。

この条例施行の際、現に神戸市生田区楠町7丁目2番地にある神戸市立図書館は、この条例によって設置されたものとみなす。

附 則（昭和47年4月1日条例第7号）

この条例は、教育委員会が定める日から施行する。

附 則（昭和48年7月31日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則（昭和 49 年 4 月 1 日条例第 32 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和 49 年 10 月 15 日条例第 66 号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、教育委員会が定める日から施行する。
（昭和 49 年 11 月 22 日教委規則第 12 号により昭和 49 年 12 月 1 日から施行）
- 附 則（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 46 号）
この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。
（昭和 55 年 4 月 10 日教委規則第 2 号により昭和 55 年 4 月 23 日から施行）
- 附 則（昭和 55 年 10 月 13 日条例第 45 号）
この条例は、昭和 55 年 12 月 1 日から施行する。
- 附 則（昭和 56 年 8 月 4 日条例第 19 号）
この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。
（昭和 56 年 8 月 13 日教委規則第 4 号により昭和 56 年 9 月 1 日から施行）
- 附 則（昭和 57 年 4 月 1 日条例第 1 号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（昭和 57 年 4 月 1 日規則第 19 号により昭和 57 年 4 月 1 日から施行）
- 附 則（昭和 57 年 7 月 29 日条例第 27 号）
この条例は、昭和 57 年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成元年 3 月 31 日条例第 43 号）
この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。
（平成元年 3 月 31 日規則第 11 号により平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし、
第 2 条の改正規定中神戸市西図書館に関する部分は平成元年 4 月 27 日から、神戸
市立灘図書館に関する部分は平成元年 4 月 28 日から施行）
- 附 則（平成 3 年 3 月 29 日条例第 34 号）
この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。
（平成 3 年 11 月 1 日教委規則第 6 号により平成 3 年 11 月 25 日から施行）
- 附 則（平成 7 年 10 月 11 日条例第 26 号）
この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、公布
の日から施行する。
（平成 7 年 11 月 17 日教委規則第 6 号により平成 7 年 12 月 12 日から施行。ただ
し、第 2 条第 2 項の改正規定は、平成 7 年 12 月 26 日から施行）
- 附 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 54 号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の表神戸市立三宮図書館の項
の次に次のように加える改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。
（平成 8 年 4 月 26 日教委規則第 1 号により第 2 条第 1 項の表に兵庫図書館の項を
加える改正規定は、平成 8 年 5 月 14 日から施行）
- 附 則（平成 9 年 12 月 25 日条例第 46 号）
この条例は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 19 年 10 月 10 日条例第 15 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 20 年 3 月 14 日条例第 25 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 55 号）
この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 4 日条例第 5 号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成 25 年 8 月 16 日教委規則第 4 号により平成 25 年 9 月 23 日から施行）

附 則（平成 30 年 12 月 12 日条例第 18 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - （1）第 2 条第 1 項の改正規定 公布の日
 - （2）第 2 条第 2 項を削る改正規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日
（平成 31 年 3 月 20 日教委規則第 11 号により平成 31 年 4 月 23 日から施行）
（神戸市立北神図書館の供用を開始する日）
- 2 前項第 1 号の規定にかかわらず、神戸市立北神図書館の供用を開始する日は、同項第 2 号で定める日とする。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日条例第 49 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（図書館条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 16 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例の規定による改正前の神戸市立図書館条例、神戸市都市景観条例、神戸市立博物館条例、神戸市埋蔵文化財センター条例、神戸市立小磯記念美術館条例、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例、神戸市風見鶏の館等条例、神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例又は神戸ゆかりの美術館条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定、承認その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可、承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、指定、承認その他の行為又は市長に対してなされた許可、承認の申請その他の行為とみなす。

附 則（令和 2 年 7 月 3 日条例第 20 号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 3 この条例による改正後の神戸市立図書館条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立名谷図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

令和 2 年 6 月 24 日 条第 20 号
公布日：令和 2 年 7 月 3 日

神戸市立図書館条例（昭和 25 年 10 月条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表神戸市立三宮図書館の項中「神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 2 号」を「神戸市中央区小野浜町 1 番 4 号」に改め、同表神戸市立須磨図書館の項の次に次のように加える。

神戸市立名谷図書館	神戸市須磨区中落合 2 丁目 2 番 4 号
-----------	------------------------

第 3 条第 1 号中「，博物館等」を「，博物館その他これに類する施設」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日という。」）から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、神戸市立名谷図書館の供用を開始する日は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日とする。
(準備行為)
- 3 この条例による改正後の神戸市立図書館条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立名谷図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。